

静 情 審 第 16 号
平成 18 年 6 月 26 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 17 年 6 月 8 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

土地区画整理事業組合設立認可申請書の部分開示決定に係る異議申立て
（諮問第 143 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が一部を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 17 年 2 月 17 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「
土地区画整理組合設立時の同意者名簿」の開示を請求し、同日、実施機関は当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、「
都市計画事業
土地区画整理事業組合設立認可申請書のうち土地所有者別地積調書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成 17 年 2 月 28 日、実施機関は、本件公文書のうち、「同意の有無」に係る部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとの理由で非開示とし、その余は開示する
とした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 17 年 3 月 22 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法
第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 17 年 3 月 25 日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち非開示とした部分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

土地区画整理組合の総会では発言を阻止され、発言の機会が得られなかった。仮換地処分の時も開示を求めたが拒否された。総会での一方的な発表を聞くのみで区画整理事業は闇の中であった。保留地の処分もできず町費を支出して組合の解散をすることになった。これは公約違反でもあり、この事業についてはいろいろの噂もあり、不透明である。土地区画整理事業の実態を究明し、
や組合
役員
の責任を追及したい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 土地区画整理組合を設立しようとする者は、土地区画整理法（以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により、定款及び事業計画を定め知事の認可を受けなければならない。この認可の申請に当たっては、定款及び事業計画について関係権利者の 3 分の 2 以上の同意が必要（法第 18 条）であり、土地区画整理法施行規則（以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づき「定款及び事業計画について法第 18 条に規定する数の同意を得たことを証する書類」を添付しなければな

らない。

- (2) 本件公文書は、土地区画整理事業区域内の関係権利者の氏名、住所、所有地積及び同意の有無を取りまとめた一覧表である。今回非開示とした「同意の有無」は、権利者個々の意思決定であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）非開示としたものである。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容

本件公文書は、法第18条に基づく土地区画整理組合設立認可に係る関係権利者の同意状況を取りまとめた一覧表である。法第18条では、土地区画整理組合設立の認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意を得なければならないとされている。当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には、権利者ごとに氏名、住所、面積、筆数及び同意の有無が記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、「同意の有無」に係る情報は、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、同号の該当性を検討する。

ア 同号本文該当性

同号本文は、「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非開示情報として規定している。

実施機関は本件処分において本件公文書中の権利者の氏名を開示しているため、「同意の有無」に係る情報は、同号本文の特定の個人を識別することができる情報に該当する。

イ 同号ただし書ア該当性

同号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非開示情報の例外としている。

法第84条第1項は、施行者に定款及び事業計画等の関係簿書の備付けを義務付け、同条第2項により、利害関係者に当該簿書の閲覧又は謄写の請求を認めている。土地区画整理法施行令第73条は、備え付けておかなければならない簿書として、「施行者が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類」、「施行地区内の宅地について権利を有する者の氏名及び権利の内容を記載した簿書」等を定めているが、「同意の有無」に係る情報が記載された本件公文書は、当該備付簿書には当たらない。その他の規定を見ても、本件公文書を公衆の縦覧に供するものとはされておらず、公告する事項にも当たらない。

なお、本件公文書が当該備付簿書に該当するとしても、本件公文書の閲覧又は謄写の請求をすることができるのは、法第84条第2項により、利害関係

者に限られている。しかし、同号ただし書アの「情報」は、登記簿のように法令等により何人でも閲覧等を行うことができる公簿等の情報をいい、利害関係人に限って入手できる情報は含まれない。また、条例が定めた情報公開制度は、何人に対しても、理由や目的を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであり、開示請求があれば誰に対しても同じ情報を公開する制度である。ゆえに、情報公開制度に基づいて開示される情報は、何人にも開示されるものでなければならない。

したがって、本件公文書は、「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないことから、同号ただし書アには該当しない。

ウ 同号ただし書イ該当性

同号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を非開示情報の例外としている。当該規定は、個人情報公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないこととするものである。本件公文書における「同意の有無」については、当該情報を公にすることにより保護される利益が、各権利者個人の権利利益よりも上回るとは認められないことから、同号ただし書イには該当しない。

エ 同号ただし書ウ該当性

同号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を非開示情報の例外としている。本件公文書の内容は施行区域内の権利者に関する情報であるから、同号ただし書ウには該当しない。

したがって、本件公文書における「同意の有無」に係る情報は、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 17 年 6 月 8 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 3 月 24 日	審議、第二部会へ付託	第 183 回
平成 18 年 4 月 24 日	第二部会において審議	第 184 回
平成 18 年 5 月 29 日	第二部会において審議	第 185 回
平成 18 年 6 月 26 日	第二部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 186 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 183 回、第 186 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 183 回、第 186 回
小 野 森 男	弁護士	第 183 回、第 186 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 183 回～第 186 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 183 回～第 186 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 183 回、 第 185～第 186 回